

令和6年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和6年7月5日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 令和6年7月5日
4. 応招、出席議員

1番 松 尾 榮 子	3番 増 田 葉 子
4番 三 浦 容 子	5番 秋 谷 公 臣
6番 柴 田 圭 子	7番 大 野 忠 寄
8番 間 瀬 真 一	9番 軍 司 俊 紀
10番 長谷川 則 夫	
5. 不応招、欠席議員  
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者 板 倉 正 直	副管理者 笠 井 喜久雄
副管理者 橋 本 浩	事務局長 伊 藤 章
庶務課長 山 崎 昌 志	平 岡 自然公園 事業推進課 主 幹 土 井 秀 之
印 西 クリーン センター 塩 崎 一 郎 工 場 長	
7. 管理者提出議案

報告第 1号	継続費繰越計算書の報告について
報告第 2号	事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第 3号	継続費事故繰越し繰越計算書の報告について
同意第 1号	印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 1号	工事請負契約の締結について
議案第 2号	工事請負契約の締結について
議案第 3号	令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について
8. 議員提出議案 なし
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

7番 大 野 忠 寄	8番 間 瀬 真 一
------------	------------
11. 議事の経過

---

◎開会の宣告

○議長（長谷川則夫議員） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまから令和6年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。

現在クールビズの励行により、上着、ネクタイを外されても結構でございます。

（午後 2時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川則夫議員） 本日の会議を開きます。

令和6年6月20日付で印西市選出の松本有利子議員より、一身上の都合を理由として辞職願が提出され、同日付で許可をいたしましたので、ご報告いたします。

議事に入ります。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会は成立いたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（長谷川則夫議員） 初めに、管理者より招集の挨拶をお願いします。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本議会は、栄町選出の議員の任期満了に伴い、新たな組合議員が選出された初議会でございます。栄町より選出された議員の皆様、そして、印西市、白井市選出議員の方々におかれましては、住民の皆様のご信頼と期待に応えるべくご活躍いただくとともに、組合事業の推進にご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお祈りをいたします。

それでは、初めに、組合事業についてご報告をいたします。

最初に、ごみ処理事業でございますが、令和5年度の印西クリーンセンターに搬入された総ごみ量は、4万7,598トンで、前年度比、マイナス約1,339トン、2.74%の減となっております。

次に、最終処分場でございますが、令和5年度の実績は、全容量、約40万2,200立方メートルに対し、埋立量、約11万6,600立方メートルで、埋立率は29.0%となっており、今後も地元区と対話しながら円滑に事業を進めていきたいと考えております。

次に、温水センター事業でございますが、令和5年度の利用者数は17万2,264人で、前年度比、プラス1万3,084人、8.2%の増となっております。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、令和6年2月の組合議会の議決を経まして、JFEエンジニアリング株式会社に事業者が決定し、建設工事に向け、諸手続を進めているところでございます。また、印西市道00-122号線から次期中間処理施設に至るまでのアクセス道路及び工事車両を通すための工事用仮設道路の整備工事に着手することとしております。地域振興事業につきましても、基本設計を策定するための主要事項の事前検討を進めています。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場の令和5年度の火葬件数は1,897件、前年度比、マイナス418件、18.1%の減、次に平岡自然の家の実績ですが、全体件数で1,954件、前年度比、プラス544件、38.6%の増、最後に印西霊園の実績ですが、墓所使用許可件数は31件、前年度比、マイナス99件、76.1%の減でございました。また、印西霊園の合葬式墓地につきましては、本年3月から供用を開始いたしました。使用許可件数につきましては、通常合葬が46件、直接合葬が82件でございます。引き続き、安全、安心な施設運営に努めてまいります。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、報告第1号から第3号は、繰越計算書の報告の関係が3件、同意第1号は組合監査委員の選任同意、議案第1号、第2号は、工事請負契約の締結の関係が2件、議案第3号は令和6年度一般会計補正予算（第1号）について、以上で案件は7件でございます。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。

○議長（長谷川則夫議員） ありがとうございます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（長谷川則夫議員） それでは、議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

---

#### ◎議席の指定

○議長（長谷川則夫議員） 日程第1、議席の指定を行います。

栄町選出議員の任期満了に伴い、令和6年5月1日付で三浦容子議員、間瀬真一議員が選出されました。会議規則第4条第1項の規定により、三浦容子議員の議席は4番、間瀬真一議員の議席は8番を指定いたします。

三浦容子議員、間瀬真一議員の順に自己紹介をお願いいたします。

三浦容子議員、お願いします。

○4番（三浦容子議員） 皆さん、こんにちは。5月に栄町の議員になりました無所属新人の三浦容子です。クリーンセンターの議会は、傍聴はさせていただいたことはありますが、いろいろ分からないことがたくさんありますので、勉強しながら頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○8番（間瀬真一議員） すみません、栄町の間瀬と申します。私は、すみません、今回新人議員で三浦さんと一緒に、50歳になります。私、サラリーマンをやっております、今日は午前中、東京のほうで仕事してきて、こちらのほうにお伺いさせていただきました。

自己紹介ということなので、ちょっと。子供が3人おります。詳しいことは、あと、また今日の、後で話ししたいと思っております。

一生懸命勉強しますので、皆さん、よろしくをお願いします。

○議長（長谷川則夫議員） ありがとうございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川則夫議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席7番、大野忠寄議員、議席8番、間瀬真一議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（長谷川則夫議員） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（長谷川則夫議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の提出があり、これを受理しましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

次に、先ほど議席の指定をした三浦容子議員、間瀬真一議員の両議員は、閉会中に議会運営委員会委員に指名しましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎報告第1号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第5、報告第1号 継続費繰越計算書の報告についての報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、3款1項清掃費の次期施設建設費におけるアクセス道路設計及び地盤解析事業と仮設道路設計事業を翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をいたします。繰越額は、350万5,800円でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で報告を終わります。

質疑に入ります。質疑はありますか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） いずれも一般的な建設費となるわけですが、それぞれ令和5年度から令和6年度に、いわゆるこれは積み残したという感じで令和6年度に事業が継続されるわけですが、まず令和6年度に、これはどのぐらいのタイミングで、継続事業ですから終わる見込みとなっているのか。そこをちょっと教えてください。いずれの事業についてもです。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

まず、アクセス道路のほうになりますけれども、こちらにつきましては、年度末までかかる予定で今進めております。続きまして、仮設道路のほうにつきましては、7月31日、今月末をもって終了ということで、今現在事業を進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員、よろしいですか。

○9番（軍司俊紀議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） ほかにございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで本案についての質疑を終わります。

---

◎報告第2号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第6、報告第2号 事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第2号 事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、3款1項清掃費の次期施設建設費における水道整備事業負担金につきまして、印西市水道事業、吉田地区水管橋及び配水管布設工事において、水管橋の施工における安全性の確保から、水路に仮橋を設置することとなり、設置、撤去に3か月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため、翌年度へ繰越ししましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をいたします。繰越額は9,702万9,200円でございます。財源内訳は、未収入特定財源1,640万1,534円、一般財源8,062万7,666円でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で報告を終わります。

質疑ございますでしょうか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 質問します。まず、水管橋ですか、これの安全性の確保から水路に仮の橋を設置することとなったということなのですかけれども、これは当初いろいろ設計をしたりする段階で、この安全性ということについてまでは見通せなかったものなのかどうかということと、あと、これにおいて完成がどのくらいになるのかということと、それから、未収入特定財源、これは交付金だと思うのですが、こういうふうに繰り越したことによって交付金が見直しされたりとか、この金額、予定どおりもらえなくなるというような可能性はないのかどうかということ伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

まず、工事の安全性ということなのですかけれども、こちらの工事につきましては、印西市のほうで実施していただいている工事になります。こちらで伺った内容につきましては、まず最初は水路を挟むということで両岸から工事をする予定で進めていたと聞いております。しかしながら、既存の埋設物が下にありまして、片側からの進入ができないということで、急遽橋を、仮橋を造りまして、それで渡るような工事をしたというふうに聞いております。それに併せまして時間を要したということで、今回繰越しをさせていただいたものになります。また、完成ということなのですが、こちらにつきましては、6月末をもって完成をしております。あと、お金の件ということなのですが、こちらは補助金のほうも繰越しをしておりますので、この金額で入る予定となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○6番（柴田圭子議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） 1点だけ、タイミングを伺いたいのですが、これは事故繰越しになっていますので、何でこれは事故繰越しになったのかということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

こちらのほうは、組合議会のほうが2月ということで、時間的なずれというのがございます。当初は、終わる予定で進めていたというのがあったのですが、仮橋の関係で材料が入らない、そういった原因がありまして、このたび遅れたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） 印西市のほうから、これは繰り越さないとならない、年度内に終わらないというようなお知らせが来たのは、いつということになりますか。繰越明許の申請ができないタイミングだったということでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） こちらの申請が来たのが2月へ入ってからということになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○3番（増田葉子議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 質疑なしと認めます。

これで本案についての質疑を終わります。

---

◎報告第3号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第7、報告第3号 継続費事故繰越し繰越計算書の報告について、報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第3号 継続費事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、3款1項清掃費の次期施設建設費における次期中間処理施設整備環境影響評価事業において、評価書の策定に当たり関係機関との協議、調整に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をいたします。繰越額は、301万1,100円でございます。財源内訳は、未収入特定財源で91万1,875円、一般財源209万9,225円でございます。

以上で報告3号の説明を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で報告を終わります。

質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 質疑なしと認めます。

これで本案についての質疑を終わります。

---

◎同意第1号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第8、同意第1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

間瀬真一議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、ご退席をお願いします。

（8番 間瀬真一議員退席）

○議長（長谷川則夫議員） 本案について、提案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 同意第1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定により、現在欠員となっております議会から選任される監査委員について、議会の同意をお願いするものでございます。

同意をお願いする方は、印旛郡栄町和田在住の間瀬真一氏をお願いするものでございます。間瀬氏は、お手元の資料にございますように、現在栄町議会議員として初当選し、栄町の発展、住民福祉の向上のために大変ご尽力をされている方でございます。主な要職といたしましては、栄町議会総務常任委員会委員を務められており、豊富な経験と高い識見を持ち、監査委員として適任の方であると存じます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 提案内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

なお、人事案件につき、地方自治法第132条の規定により品位の保持に努めるようお願いいたします。

質疑はございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号について、採決をいたします。

同意第1号 印西地区環境整備事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを原案

のとおり賛成の方はご起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(長谷川則夫議員) ありがとうございます。起立全員です。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

間瀬真一議員の退席を解きます。

(8番 間瀬真一議員着席)

○議長(長谷川則夫議員) 間瀬真一議員に申し上げます。

ただいま議員選出監査委員の同意を得ましたので、よろしく願いをいたします。

ここで就任の挨拶をお願いします。

○8番(間瀬真一議員) このたび監査委員という大変な役を任命していただきまして、誠にありがとうございます。今後とも、この責務を果たすために一生懸命精進して勉強していきたいと思っております。

皆さんのご協力、よろしくお願いいたします。

○議長(長谷川則夫議員) ありがとうございます。

---

#### ◎議案第1号

○議長(長谷川則夫議員) 日程第9、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第1号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本案は、印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修整備工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(長谷川則夫議員) 伊藤事務局長。

○事務局長(伊藤章君) 議案第1号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

工事請負契約の締結につきましては、管理者から提案理由でもございましたとおり、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によるものでございまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約の締結となります。このことから議会の議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的は、印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修整備工事請負契約でございます。2、契約の方法は制限付一般競争入札でございます。3、契約金額は4億1,800万円でございます。4、契約の相手方は、水 i n g エンジニアリング株式会社首都圏支店支店長、金森武司でございます。

次に、入札内容及び工事概要についてご説明いたします。議案第1号関係資料を御覧ください。初めに、入札内容についてご説明いたします。1、契約の目的は、印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修整備工事、2、契約方法は、制限付一般競争入札、3、公告年月日は、令和6年5月8日、4、資料配布閲覧期間につきましては、令和6年5月8日から開始しております。5、入札参加申請書受付期間につきましては、令和6年5月8日から令和6年5月の21日まで行い、1者の申請がございました。6、資格審査は、令和6年5月24日に実施いたしました。7、入札・開札といたしまして、令和6年6月13日に当組合にて開札し、8、入札経過といたしまして、水 i n g エンジニアリング株式会社首都圏支店が落札いたしました。9、落札者の決定を令和6年6月13日、10、仮契約年月日は、令和6年6月13日付で締結、11、契約金額は4億1,800万円、12、契約相手は水 i n g エンジニアリング株式会社となるものでございます。

次に、工事概要についてご説明いたします。13、工事概要を御覧ください。まず、(1)、目的でございますが、印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修整備工事でございます。①、実施設計は、②から⑤の工事に係る実施設計を行います。②、カルシウムスケール対策工事、③、土木建築

工事、④、機械工事、⑤、電気・計装設備工事を行います。

(2)、事業場所につきましては、千葉県印西市岩戸3630番地でございます。

(3)、工期につきましては、議会の議決の日の翌日から令和9年3月15日まででございます。

本案件に係る説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川則夫議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

質疑に入りますが、同一議題については3回までとなっておりますので、まとめて質疑をしてくださいようよろしくお願いたします。

質疑ございますか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 3点ほどちょっとざっくりまずお聞きしたいのですけれども、1点目は、これは報告から、それから、落札に至るまでの経緯ですけれども、今、報告、つまり説明資料を見るところの3番、4番、5番、6番、7番、8番までの説明を聞いたわけなのですけれども、そもそもこの資格審査、5月24日に行ったときには、もう既に1者の申請だったという今ご説明があったと思います。そうすると、その前の、例えば入札参加申請書を受け付けたときには何者受け付けたのか、そもそもこの資料配布閲覧期間に何者お越しになっていたのかと、そこをまず1点お聞きします。

2点目、これは金額が金額なものですから。それから、この工事概要を見ても、正直お恥ずかしい話、私は全く何を言っているのだからよく分からない。ちょっといろいろ調べてみたのですが、分からないのです。それで、分からない中で分からないなりにちょっといろいろ調べて、今回採決に臨むわけなのですが、工事をするに当たっては、これは何でもそうだと思うのですけれども、いわゆる工事監理というのは、これは行うわけですよ。この工事監理というものを行うのかどうか。そこを2点目、これはざっくりとちょっとお聞きします。細かい質問は、回答聞いてからちょっと行いたいと思います。

3点目、工事概要に掲げている、その目的、①番から⑤番まであります。それで、この①番から⑤番まで、この目的とその工事の内容はお恥ずかしい話だけれども、指摘内容、私よく分からないのですが。いわゆるこの工事を行った後の保証期間というのはどうなっているのでしょうか。それについてお答えください。

以上、3点まずお聞きします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

まず、何者来たかという点についてなのですけれども、こちらは1者になります。

監理は行うのか、こちらにつきましては施工監理を委託をしたいと考えております。

あと、保証の関係なのですが、すみません、ここでちょっと休憩をいただきたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） では、暫時休憩します。

(午後 2時31分)

○議長（長谷川則夫議員） すみません、ちょっとお時間かかりそうだということなので、暫時休憩を解いて、休憩にいたします。

(午後 2時32分)

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時45分)

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、3点目の質問、お答えできず、申し訳ございませんでした。

保証期間のほうになりますけれども、こちらは2年になります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それぞれについて、ちょっと再質問させていただきますけれども、まず公告についてですけれども、よく分からないのが、まず、これは公告の期間が、公告の年月日、3番、5月8日で、入札参加の受付期間が2週間ぐらいで終わってしまっているのです。これは、そもそも公告というのは、どの辺まで公告をしているのか。それで、その結果、または、これは対象として、どのぐらいを想定して公告をしたのだろうか。それで1者なのか。これは、何か1者というのは、先ほど資格審査というか入札・開札、経過なんかを全部お聞きして、この水 i n g エンジニアリング、別に否定するわけではないのですけれども、この辺の公告から契約に至るまでの流れの中で、ちょっとどういう公告をされたのか、その辺が分からないので、ちょっと説明をいただければというふうに思います。

2点目、工事監理についてですけれども、工事監理をやるということ非常に安心しました。ただ、この工事監理をやるにせよ、この工事監理を行うに当たっては当然業者がやるということになると思いますので、どういった業者が幾らぐらいでどのタイミングで行うのか。それは、入札等々によるものなのか、議会に諮られるものなのか、金額なんかも予定されているものがあれば教えていただきたいなと思います。

それから、3点目、保証期間ですけれども、この2年というのは、この1番から5番まで含めて2年ということでしょうか。これは、それぞれについて短くなったり、長くなったりすることはないのか、それをお聞きます。

3点、お答えください。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 1番目の質問につきましては、公告を行っておりまして、入札の実施と公告をさせていただいております。その中で、入札の執行ということで、入札の執行においては、入札者が1者であっても落札を決定をすると明記をさせていただきます。期間についてですが、短いというご指摘もありましたけれども、この期間で募集をかけております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから、施工監理についてご説明をさせていただきます。

まず、施工監理の業者につきましては、当初、最終処分場を設計、監理をしました事業者ということで国際航業株式会社、こちらのほうとなっております。契約金額につきましては、1,743万5,000円で契約ということになります。

あと、3番の保証の関係なのですけれども、こちらは、全て終えて2年ということとなっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） まず1点目の、その公告についてなのですけれども、1者で説明は分かったのですけれども、私がお聞きしたいのは、この2週間の中で十分な公告がされたのかということで、例えばこの業者がそもそも公告されている範囲が千葉だけなのか、関東近辺あるいは日本全国に対しても公告をしているのか。その中で、この1者が入札に参加し、それで、その日に申請をしますということを出してきたのか。その辺がちょっと経緯がいま一步明らか、クリアになっていないので、その辺を教えてください。

2点目、この工事監理については、国際航業というところが1,743万円ぐらいでやるということでも話も進んでいるようですけれども、この国際航業というのは、これは候補に上がっている、その理由です。ほかにも、こういったような施工監理ができるところがあるのではないかなと素人ながら思うわけなのですけれども、その辺はどうでしょうか。

それから、工事概要についての保証についての、この質問なのですけれども、何でこれをしつこく言うのかというと、金額が金額で、これは4億1,800万、約4億2,000万円の金額のものを2年足らず

の保証でいいのかどうかというのがちょっと心配ではあるのです。これは、大昔の話で覚えていらっしゃる方もいると思うのですけれども、平成11年ぐらいだったと思うのですけれども、その頃に、この最終処分場で、この最終処分場の一番下の土壌を囲っている層が穴空いてしまって、それで大騒ぎしたようなことが大昔あったと思うのですけれども、そのときの補償とかいろいろ問題になったと思うのですけれども、その辺のことを、これは十分に承知されての2年ということなのか、その辺を確認して質問、終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 1番目の入札の参加の資格の要件というご質問かと思われませんが、令和5年、6年度の印西地区環境整備事業組合の入札参加業者資格者名簿の中から登録をされている業者からのエントリーになります。それで、県内ですか、県外ですかということなのですが、登録されていれば、県外でも申請は受けられるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） まず、先に3番目のほうの理由からご説明させてもらってよろしいでしょうか。2年の理由ということでご質問受けたのですけれども、こちらのほうは、組合の契約時の手引というのがございます。そちらのほうで、コンクリート建築物、工作物とか、そういう決まりがありまして、その決まりの中で2年って定められておりますので、それに基づきまして2年で設定したような状況になります。

あと、こちらの事業者、施工監理の業者を選んだ理由というのが、すみません、また少しお時間ちょっといただいてよろしいでしょうか。

（「休憩のほうお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 質問の確認ということでよろしいですか。

（「暫休でいいよ。暫休で。3つあるじゃん」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） では、暫時休憩で。暫時休憩して大丈夫ですか。

（「暫休でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） もしかかるようでしたら、休憩にしますけれども。暫時休憩ではなく。では、すみません、時間かかるそうなので、再度休憩いたします。

（午後 2時54分）

---

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 3時05分）

---

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、この施工監理のほうのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらのほうの事業者につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、今回の工事については、かなり特殊性の強い工事になります。そういった観点も踏まえまして、こちら最終処分場をよく熟知している設計から関わっている業者のほうを選定したことになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） すみません、それでは、3点ほどお聞きしたいと思います。今、軍司議員のほうからも何点か出ているのですが、まず、この工事、今回の工事なのですが、かなり全面的な保全改修工事のように、いろんなところを直すという形で見られておりますけれども、以前に、この最終処分場の工事に関しまして、建設以来、最初の工事だというふうに説明があったような気がするのですが、それ、ちょっともう一度確認したいと思います。そういうことでよろしいかどうか。それが一つとして。

それから、2点目。1者だったということにつきましてですが、この水i n gエンジニアリング株式会社、これにつきましてちょっと調べましたら、かなり専門的な下水処理とか、かなり専門的な大手な業者だということが分かりました。それで、そうなのですけれども、一応広く公告されまして、ここだけが応札されたということなのですけれども、問合せなども含めて、ここであったのかどうか。全くほかには対象になるようなところが、先ほど資格者名簿の中から、登録されている中から応募ということだったのですが、ほかに対象となるようなところがあつたのか、なかつたのかをお聞きしたいと思います。

それから、3番目なのですけれども、今回の工事は、工事概要のところにも書いてございますけれども、いろんな範囲のところが多く、いろんな箇所についてあります。1番目に実施設計も入っているのですが、これは契約してから実施設計が行われて、その後の工事に入られるのかどうか。つまり契約されて、実施設計を行って、工事に入るとしたら、どのような形で工事がスケジュールで進められていくのか。3年間ということなのですが、そういう形でよろしいのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問、お答えさせていただきます。

今回の工事というのは電気関係等、こちらがメインになってくる工事になるわけなのですけれども、電気関係につきましては、今回初めての工事ということになります。こちらの工事、今回いろんな部分ありますけれども、メインとなるのはそちらということになります。

それから、問合せの件なのですけれども、こちらについては1者からの問合せ以外の問合せというのではないような状況になります。

あと、今回、実施設計とありますけれども、こちらのほう、先ほど言った電気とか電装設備、こちらはかなり特殊なもので、オーダーで作ってもらうような形になります。事業者が、そういうノウハウ等がかなり必要になりますので、そちらのほうは契約してから実施設計、組んでいただきまして施工するような形になります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） ありがとうございます。電気工事は初めてということなのですが、こちらの最終処分場が建設されてから、かなり期間がたっていたと思いますが、まず何年たったかということが一つと、今後、こうした大工事何年かに1回は必要になってくるのかなというふうに思うのですが、どういうふうに考えていらっしゃるのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、問合せにつきましても、1者しかなかったということなのですが、先ほどから特殊な工事ということをかなりおっしゃっておりますけれども、そういたしますと、今後につきましても、これは、こういったこの最終処分場に関するこうした工事を取り扱えるのはここだけになってしまうのかなということなのですが、どうなのでしょう、そこは。お聞きしたいと思います。

それから、実施設計をきちんと行って、今後も取り組んでいかれるということなのですが、これは幾つもの種類の工事が入っておりますけれども、今の時点ではどういった形で、どういった工事から始めて、最終的な何年度終わりとか、そういったスケジュールの予定はあるのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） まず、1点目の最終処分場ができてどれくらいたつたのか。最終処分場につきましては、平成11年からやっております。現在で25年たっているような状況でございます。今回の大規模改修をどう考えるかというような内容もありましたけれども、こちらとしましては、今のところ考えているのは大規模改修は、これしか今のところは考えてはおりません。

今後のスケジュールということなのですけれども、1年目は、設計のほうで費やしてしまうかと考えております。2年目以降に、工事のほう着手というような形になるかと考えております。

あと、この事業者しかできないのかというご質問ですが、こちらに対しては、将来的なものになりますので、お答えをするということがなかなか難しい質問になりますので、控えさせていただきます。と思います。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） はい、大体分かりました。今回の大きな改修というのを、今後について今考えていないということなのですが、大体どういう施設につきましても、何十年に1回はこういうこのくらいの工事を行うというのは計画があると思うのですが、最終処分場に関しまして、そういったものはつくっていらっしゃらないのかどうかということです。

それから、工事に関しましては、1年目に設計が行われて、2年目から実際の工事に入るということで、全部で3年間ですので、2年間で行われるということによろしいかどうか。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） 今後の計画ということからお答えさせていただければと思います。こちらのほうは、令和10年でおおむね半分が終わる予定で今現在進めております。そういったことから、現在こちらの工事はちょうど半分で工事を実施する。そういったような流れになりますので、そういう関係もございまして、最終処分場、今後の大規模改修の計画というのは現在では考えていないような状況になります。

あと、工事は2年間というお話ししましたのですけれども、今のところ予定では、先ほど言ったとおり、1年で設計、2年目、3年目で工事のほう考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、ちょっと幾つかお聞きいたします。まず、本当に状況がよく分からない。勉強不足で分からないので、まずもってこの施設がその浸出水というのをどういうふう処理しているのかという、その管理とか運転の流れ、それをまず教えていただきたいです。この施設がやっていることですね、それをまずお聞きいたします。それが1点目です。

それで、いつ整備されたかということは、これはもう今質問があつて分かったのですけれども、②の工事目的のところのカルシウムスケール対策工事というのについて、工法というか、そのやり方を変えますということになっていますね、変更しますという。曝気方式からその攪拌方式に変更するというので、これは、この25年の間に新しい技術として生まれてきたのか。当初からあったのだけれども、こっちを選択して、今回はこっちを選択することにしたというような変更なのかという点が二つ目です。

それから、三つ目が入札に関係することなのですけれども、お二人から質問あつて大体分かったのですが、非常に特殊だということが分かったのですが、こちらの水 i n g エンジニアリング株式会社というのは、この施設を現在長期契約でオペレーションをやっている、しかも2号随契でやっている会社ということになりますよね。そうすると、最もよく分かって、この施設についてよく分かっている会社ということで、むしろこの会社しか分からないのではないかというふうに思われるのです。ですので、ちょっとお聞きしたいのが、この予定価格というのはどうやってつくったのでしょうか。要するに、その内容がこの会社しか分からないのではないかなという推測がされる中で、予定価格がどういうふうにつくられて、そして、その落札率はどうだったのかということです。それから、本当に特殊でこの会社しか受けないのではないかと思われる、多分予想されていたと思います。そういう中で入札という形を取らなければいけなかった理由です。その入札という方式をやらざるを得なかったという、その理由をちょっと伺いたいと思います。

あと、もう一つ、入札の契約の形として、恐らくこれは工事が終わった後も、この会社にオペレーションを任せていくという形に、2号随契になっていくのではないかと予想されるのですけれども、その運転管理の部分も含めて今回の改修工事、今回のクリーンセンターの次期施設のように改修工事と例えば何年間かのオペレーションを一緒にやる、契約結ぶとか、そういったようなことが考えられなかったのかどうかです。

それから、先ほど設計監理についてご質問があつて、よく分かっている会社、基本計画ですね、基本設計をした会社ですか、国際航業というところの名前が出てきたわけなのですが、実質的に、こ

これは実施設計もこの会社が行いますので、果たして有効な工事監理というのですか、施工監理というのが別の会社でできるのだろうか、非常に危惧するところがあるのですけれども、どうなのでしょう。基本計画を確かに国際航業さんがつくっていますけれども、もう、その基本計画の策定と、施工監理というのはまた全然技術的に違うことだと思いますので、果たしてよかったのかどうか。

以上6点だったか、よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、まず最初に、浸出処理水の質問、処理の流れからご説明をさせていただければと思います。

まず、こちらは簡単にいいますと、最終処分場というのは灰の埋立てと、それが、雨が降って浸透した水の処理、この二つをやっているような施設になります。今回は、その雨水が浸透しまして、埋めた灰の中を通過して下に行き、それを処理をするという、その処理の部分のものになるわけなのですけれども、こちらのほうは、灰のほうに消石灰を、クリーンセンターのほうでまいて処理をしているような状況になります。その消石灰をまきますとアルカリ性になりまして、処理水のほうは雨水が浸透していくとアルカリ性が水になります。そのアルカリ性になった水をそのまま流せませんので、中和して中性にもって行って、それを流しているような状況になります。簡単にいうと、そういった処理をする施設ということで水処理が行われているわけなのですけれども、今言ったような処理とプラスして微生物等を使ってきれいにし、それを流すというような処理を現在は実施しております。それで、このカルシウムスケール対策ということで、今回の工事は、その曝気方式とミキサー方式というのが今ご質問で挙げたわけなのですけれども、まず曝気方式というのは下からエアーをどんどん出してかき回すような方式になります。しかしながら、消石灰を入れましてアルカリ性になったものというのは、この下から上がってくるエアーと化学反応を起こしまして、それでカルシウムが付着するという状況がずっと続いていたような状況でした。なるべく空気と触れないように、二酸化炭素と化学変化を起こしてカルシウムがつくられるということなのですけれども、なるべくそういう空気と触れるような方式に変更しようということで、今回ミキサー方式というものに変更しております。ミキサー方式というのは簡単に言うと、扇風機みたいな、そういうものを水の中に沈めまして、それで攪拌するような、そういう方式ということになりまして、下からエアーをどんどん上げるよりも空気との触れるのは少ないということで、今回選んだようなものになります。これが当初からこういう方式があったかどうかというのは、申し訳ございません、ちょっと今お答えするのは難しいものになってしまうのですけれども、現状で説明すると、そういったものを今回交換するものになるということになります。

あと、入札をしなければいけなかったのかというのがご質問あったかと思うのですけれども、私どもとしましては、なるべく多い方の参加をいただきまして、落札できればということで、今回このような方式を取らせていただいたようなものになります。

あと、運転管理も含めて考えていなかったのかということになりますが、工事と運転管理は離して考えておりますので、一緒の考えというのは持っていなかったような状況です。

あと、施工監理の国際航業でできるのですかというようなご質問なのですけれども、私どもとしましては、当初よりやっていた事業者になりますので、こちらのほうはできるものという考えの下、今回契約したものです。以上でございます。

あと落札率のほうは、こちらのほうは97.9%になります。

あと、設計金額のほうについて、よろしいでしょうか。特に、こちらのほうは、うちのほうで積算して必要な分については見積りを取って、それで積算した金額になります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） では、もし2回目の質疑があれば。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） 1個目と2個目の質問はよく分かりました。流れもよく分かりました。ありがとうございました。そうすると、入札のことをお聞きしていくのですけれども、少しちょっと答えが納得できないところがあって、というのは制限付の制限というのは令和5年と6年の登録業者の

中、登録業者に限られているわけですね。そこが制限なわけですね。そして、より多くの方に入札に参加してもらいたかったのが、今回入札という方式を取ったという答えだったのですけれども、そうすると、登録業者の中にこういうことができる業者がほかにいるということですね。いるという想定をして入札をしたという答えになるわけです。そうすると、何でこの施設を今2号随契でやっているのだろうなということになるのです。言っている意味、分かりますか。分からない。登録、制限付の制限というのは登録業者です。今、名簿登録されている業者です。その中に入札にした理由というのが、より多くの方に参加してもらいたかったから、ということは、その登録の中にこの工事というか、工事とかオペレーションができる業者がいるということを考えてから入札にしたという答えになるわけです。だけれども、現実的には今2号随契でやっているわけですね、この会社が。いや、私いただいている資料でそうなっていますよ、運転管理。違います。間違えた資料かな、間違えたのを持っていますか、私。では、一応そこら辺がちょっと分からないので、今この施設が、この水 i n g エンジニアリング株式会社が、私は2号で随契をしているというふうに私の手元の資料で読んだのですけれども、間違っていたら、では、教えてください。誰がどういうふうに行っているのかということをお教えてください。

それから、進んでいいですか。入札にした理由というので私が考えたのは、財源として国の補助金とかが入るからかなというふうに思ったのです。ちょっとそれは私が予想した答えだったのですけれども、ちょっとそういう答えではなかったのですが、この工事、4億円の工事の中の財源、全部一般財源なのかどうか、その辺のことをお聞きいたします。それから、落札率が97.9、それで、予定価格の設定は、ちょっとすみません、私聞き漏らしたのですけれども、もう一回ちょっと答えていただけますか。どういうふうにつくられて、それに対する応札が1者で97.9%の落札率でしたよというようなことなので、その予定価格、その積み上げ方、どういうふうに見積もったのかというのをもう一回ちょっと教えてください。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） まず、入札の関係ですけれども、こちら全国的にということで、うちのほうで見ております。うちのほうの該当事業者としましては6者あって、その中で入札ということで今回入札したものになります。あと、先ほどの随契というお話なのですけれども、そちらは、今回は工事は一般競争入札です。議案にかけているのは一般競争入札を議案にかけさせていただきます。ちょっと議案とは関係ないのですが、先ほどの管理業務のほうは随契ということで、ちょっと今回の議案とは違うものになります。

あと、国の補助金というお話ですけれども、こちら国の補助金というのは入りません。

（「設計など」と呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） こちらについては、起債が入りますけれども、補助金ではありませんので、そちらをご説明させていただきます。

あと、予定価格、私がお説明したのは、設計金額のほうでちょっとご説明をさせていただいたのですけれども、ちょっと設計金額のほうはうちのほうで積算し、また、必要な見積を取って、それで、積算したものということになります。

以上でございます。あと制限付ということで、どういった制限かということなのですけれども、入札に当たりまして、その事業者の評価点みたいなのがございます。そちらの評価点のほうを制限かけさせていただきます。何点以上ということでやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） ちょっとうまく伝わってなくて申し訳なかつたのですけれども、浸出水、この処理施設の運転管理業務というのは2号随契ですね。要するに、この入札は随契でない。分かっていますよ。議案に出ているから。もちろんそれは入札したということは分かっているのですけれども、これは終わった後に、やっぱりこの工事が終わって、誰がこの施設を運転管理していくのというと、この会社になるのではないですかということなのです。ということになるのではないかと予想

しているわけです。今そうだから。長い間ずっと2号で随契しているからということですか。それを言っているのです。6者該当しているのだったら、2号随契することないではないですか。ほかにもできる会社あるのではないですか。ちょっと議案から外れてしまうから、また今度違う場面で言いますけれども。6者、要するに該当、この工事ができる会社が6者ありますよということですよ、今お答えで。そしたら、運転業務だって6者できるはずなのです。だけれども、ずっと組合は2号で随契しているのですよ、この会社と。何か、そこが私ちょっと分かりません。もう3回目だから、これで言うだけ言うと、終わりになってしまいますけれども。そこが分からないから教えてくれと言っているのです。何で入札にする必要があったのかということなのです。誰から見積り取ったのですか。積算して見積りを取ったって、誰から見積り取ったのだらうなというふうにならざるを得ないと思います。もう答えられたら教えてください。誰から見積り取りましたか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。見積りをどこから取ったかという関係なのですけれども、それは関係するいろんな部署から取っていますので、それで積算をして出したということになります。

また、現在の運営している会社と今回取った会社、これは別会社になります。一緒の会社ではないです。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 今回予定、当初予算に出ていた金額と入札金額が変わったわけなので、3年間の継続の1年ごとの費用も変わってくると思います。なので、その金額が、内訳がどう変わるのかをお示してください。

それと、この工事監理も行うということで、何か今基本計画の設計者である国際航業で、金額までさっき明示しておっしゃっていましたが、これを随契にするっておっしゃったのですか。この一連の流れの中で、この工事監理をどういうふうに行うのか、もう一回確認をしたいと思います。何で、そこまで確定しているのか逆に不思議なので、よろしくお願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） まず、継続費の関係なのですけれども、こちらのほうは、前払い金を払うか払わないかによっても変わりますので、現状においては、まだ事業者のほうと、今回のこの契約が可決された後、されれば事業者のほうともう一回協議ということになります。前金が入るか、入らないで大きく金額は変わるものになります。

あと、施工監理の確定ということなのですけれども、こちらのほうは今回の工事が契約がなされずと、すぐに工事がもう入りますので、事前に施工監理のほうも、こちら随契等の手続を取っている関係で確定しているというような状況になります。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 分かりました。要は1,743万5,000円で、もう随契で工事監理は国際航業が行うということまで決まっていて、いずれ、それは委託額として補正として出てくると考えてよろしいですね。

それと、その入札金額、前金を払うかどうかで大きく変わるということだったのですけれども、当初予算のときは1年ごとの金額が出ていたのですけれども、これは前金払うかどうかとかいうのは、全くもう予算だから加味せずに、取りあえず3年間で割るとこの金額になりますよというのが表示されたという解釈でよろしいのですか。前金を払うかどうかというのは、これから可決された後に話合って、どういう年割額になるか、前金によって変わってくるということによろしいのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） まず1点目の施工監理、こちらのほうは予算取ってありますので、今現在その額でやっているものになります。あと、その前金金額というのは、それを

含めて予算のほうは要求させていただいておりますので、現在はそれが入った状態の予算要求で年割りのほうとなっております。しかしながら、事業者のほうで、例えば前払い請求しませんということになると、大きく金額変わりますので、そこら辺確認した後に、10月になるかと思うのですが、補正等考えたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○3番（増田葉子議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） ほかにございますか。ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） なければ、質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） ありませんか。討論なしと認めます。  
これより議案第1号について、採決をいたします。

議案第1号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（長谷川則夫議員） 賛成多数です。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第10、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本案は、印西クリーンセンター次期中間処理施設の整備に伴い、アクセス道路のプレロード工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤章君） 議案第2号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

工事請負契約の締結につきましては、管理者から提案理由でもございましたとおり、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定によるものでございまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約の締結となります。このことから議会の議決をお願いするものでございます。

1、契約目的は、アクセス道路プレロード工事でございます。2、契約の方法は、制限付一般競争入札でございます。3、契約金額は、1億7,440万5,000円でございます。4、契約の相手方は、村檜建設工業株式会社、代表取締役、村檜知則でございます。

次に、入札内容及び工事概要についてご説明いたします。議案第2号関係資料を御覧ください。

初めに、入札内容についてご説明いたします。1、契約の目的はアクセス道路プレロード工事、2、契約の方法は制限付一般競争入札、3、公告年月日は令和6年5月8日、4、資料配布閲覧期間につきましては、令和6年5月8日から開始しております。5、入札参加申請書受付期間につきましては、令和6年5月8日から令和6年5月21日まで行い、7者から申請がございました。6、資格審査は令和6年5月24日に実施いたしました。7、入札・開札といたしましては、令和6年6月13日に当組合にて開札し、8、入札経過といたしまして村檜建設工業株式会社が最低価格で落札いたしました。9、

落札者の決定を令和6年6月13日、10、仮契約年月日は令和6年6月13日付で締結し、11、契約金額は1億7,440万5,000円、12、契約相手は村檜建設工業株式会社となるものとございます。

次に、工事概要についてご説明いたします。13、工事概要を御覧ください。まず、(1)、目的でございますが、アクセス道路プレロード工事でございます。工事延長は399.8メートルで、印西市道00-122号線を起点として、次期中間処理施設の西側の谷津田までの区間について載荷盛土により地盤を安定させる工事を行うものでございます。(2)、事業場所につきましては、千葉県印西市吉田地先でございます。(3)、工期につきましては、議決の日の翌日から令和7年3月31日まででございます。

本案件に係る説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 7者から入札して決まったということなのですが、今日は求めませんけれども、7者幾らぐらいで入札したのかなというのがありますので、それは今後そういう議案があるときにはつけてほしいなということで要望として挙げます。

それで、質問としては、13のその工事概要のところから、次の関係資料の2枚目を見ると、位置図が書いてあって、西側から赤い線で切土をして、それから、農道、用地を買収する、このプレロード工法でやるという話になっているのですけれども、これはそもそも論として122号線がまだ十分に開通しているとは言えない状況だと思うのですけれども。実際、ここは走ってみていただくと分かると思うのですけれども、ここ重機走れないです。その中で、これは7月から3月まで、今、今日7月5日ですよ。翌日土曜日、6日土曜日ですけれども、7月から3月までの間に、これは出来上がるのですか。その辺をちょっとすごく心配しているのですけれども、工期、この半年、プラスアルファ。3、4、8か月か、8か月の間に出来上がるのだろうかという心配があるのですけれども、このプレロード工法、プレロード工事というのは、この赤線から坂道上った、この青というかグレーか、グレーのところまで、これは出来上がるという意味で捉えてよろしいのかどうか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） こちらの工事については、今言ったとおり、市道の122号線、こちら、ゴルフ場側のほうから入っていきたいというふうに考えております。既存の道路を使って入って行って、それで、途中からうちのほうで仮設道路を造って入っていきます。途中で仮設道路を入れて、アクセス道路のほうへ入って造るような感じで今考えております。印西市の工事が終わっていない場所を避けて仮設道路を造って中に入っていきます。

これは出来上がるかということのご質問なのですけれども、こちらは出来上がるというもので私どものほうは承知させていただいております。

今回の発注場所というのは、その赤い部分ということで、アクセス道路の途中まで、そこまでをプレロード工事でやっていきますよという工事になりますので、その間だけ、赤い部分だけをプレロード工事で完成する。そこから上は、また、次の工事によって行いますので、その先はまた後ほどということになります。

以上でございます。

議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 平たく申し上げると、その赤い部分は、これは舗装されて通れるような状況になるのかというのを1点お聞きします。

もう1点は、よく分からないのですけれども、この122号線が出来上がっていないから仮設道路といっても、そもそも私ここ頻繁に通るのですよ、実は。この122号線というのは。一部は確かに広がっていて、下のほうが、これは重機なんか通れるような道路ではないのです。片側1車線というレベルではなくて、1車線の道路です。幅員6メートルないですよ、ここの道路。ゴルフ場から入ってくるところです。どう見たって、はっきり言って、普通の乗用車が通るのでさえ、私は通っている、いわゆるちっちゃい、ちっちゃいというか、普通の例えばクラウンとかそういう大きい車が通ると、ク

ラクシオン鳴らしながらではないと、これはそもそもが通れない道路だし、そういうところをこれは重機が通るということ、私、これは想定できないのだけれども、先ほどおっしゃった、その仮設道路を造るというのは、また、これは仮設道路を造るお金もかかるのではないですか。その辺って、これはどういうふうにして、この赤い道路までにたどり着くのかって、そこを一番聞きたいのです。だって、出来上がっていないですよ、これはほとんど、ほぼ。それを、先ほどから繰り返して申し上げている7月から3月までの、例えば、仮に、では、7月、8月で重機が通れるようになったら、例えば6月ぐらいでここできるとか。ただ、この赤い部分でさえ、そのプレロード工法をやる中で、えっ、本当にここ道路できるのかということ。これは大丈夫なのですか。その仮設道路なんか、そもそも、印西市とどんな話合いされているか分からないのですけれども、私、これは不安で、これは8か月でできるとは思えないけれども、また来年になったら事故繰越しか、何かその繰越明許か何かで、私、継続費で出てくるのをすごく心配しているのだけれども、その辺って大丈夫なのですかってちょっと質問したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回のプレロード工事というのは舗装までやるようなものではございません。あくまでも地盤改良ということになりますので、土を盛って、おもりをかけて終わりということではない。全部が道路を造るわけでは全然ないので、ずっと土を。例えば、お手元資料にあるかもしれませんが、道路高というのは、大体、現状地盤では1メートル30ぐらいの道路地盤を考えているのですけれども、盛土高合わせますと大体3メートル70ぐらいのものに、土を盛っておいて、その重さを利用して地盤を安定させるということになります。今回は、その重さしかけるだけの工事なので、舗装をかけたりとか、道路形態全部造ってとか、そういうのは少し違う工法になります。

あと、進入路という件なのですけれども、こちらについても、もちろん印西市さんとも打合せをした中で進入路というのは決めております。現在印西市さんのほうは122号線を作成する際に、その道路を通して入ってきておりますので、それは問題ないというふうに組合では考えております。

以上でございます。

○9番（軍司俊紀議員） いいです。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

ほかにございますか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、2点伺います。

1点目が、今日の報告第1号で、アクセス道路設計及び地盤改良事業というのが繰越しになっているわけです。先ほどの答えて、今年度末までかかりますよということの中で、今回の工事とどういふふうに関連してくるのか。報告のほうは、これは別のところですよということなのか、同時にやるといふことなのかというのが一つ確認させてください。

それと、今回は、今ご説明あったとおり、土をどんどん盛っていくだけの工事ですということなのですけれども、これは土はどこから持ってくるのかというのは、その仕様とか何かそういう中であるのかどうか。何を心配しているかということ、変な土でなければいいなと思っているわけですけれども、どこから持ってくるのかとか、そういうことは分かる範囲でお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） まず1点目の報告1号と今回の工事の関連性ということなのですけれども、報告のほうで挙げさせてもらったものについては、まず今回のプレロード工事を含む事業用地のこれまでの全てということの設計になります。令和5年度完成したものということで、このプレロード部分、そちらのほうは先行してできておりますので、その部分の発注が今回。その3月31日までというのは、そこから先というものになります。

あと、土の関係なのですけれども、こちらは購入土で工事のほうはやらさせていただきます。

（「何、こうにゅうど」と呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） 購入土、買った土でやらせていただけるということになりますので、そういう悪い土とかあり得ませんので、お願いいたします。

○3番（増田葉子議員） ありがとうございます。質問はいいです。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） すみません、それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。まず、今まで説明ございましたように、今回の工事はプレロード工事ということで、上に盛っていくということですよね。それで重さをかけて固めていくと。その後、ある程度固まったところから本体の道路工事に入ることだろうと思うのですが、その載荷期間といいましょうか、盛って置いておく期間、それはどのぐらい考えていらっしゃるのでしょうか。といいますのは、実際に工事に、道路建設工事はいつごろからを予定しているのかということです。それと、アクセス道路の関係で資料の図のほうなのですが、今回の赤いプレロード工事を行うところ、その後のところについて、これはR7年って書いてあるのかなと思うのですが、280.2メートル、これについては、この予定で行われると。何かほかの方式で行われるというような話もちよっと、地盤改良についてというような話だったのですが、それはどういうふうに考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つは……それで、結構です。すみません。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） まず、盛土の期間ということで、そちらのほう先にお答えさせていただきます。

こちらのほうは、1年以上盛っておきたいと考えております。その先という部分なのですが、現在まだ設計中なもので、どういう工法がよろしいか、また、どういう方法が安価でできるかというのは、今事業者のほうにお願いして出してもらっている状況なので、ここでの回答は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○1番（松尾榮子議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） なければ、質疑はなしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 討論なしと認めます。

これより議案2号について採決をいたします。議案第2号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川則夫議員） 賛成全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

（午後 3時57分）

---

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 4時15分）

---

◎議案第3号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第11、議案第3号 令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第3号 令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第3号、一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,215万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,618万3,000円とするものでございます。

補正内容でございますが、歳入では令和5年度決算における決算剰余金の一部を歳出予算の補正財源として充てるため、4款繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、3款衛生費における次期施設建設費について、埋蔵文化財調査費用、アクセス道路等の用地取得費用の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤章君） 議案第3号 令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,215万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,618万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

3ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括になります。歳入、4款繰越金、歳出、3款衛生費において、共に5,215万7,000円を増額するものでございます。

4ページを御覧ください。初めに、歳入につきましてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に5,215万7,000円を増額し、補正後の予算額を6,572万7,000円とするものでございます。これは、歳出予算の補正財源といたしまして、令和5年度一般会計決算に伴う決算剰余金2億3,488万4,752円の一部を計上させていただくものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。3款衛生費、1項清掃費につきましては、補正前の額に5,215万7,000円を増額し、補正後の予算額を39億2,841万5,000円とするものでございます。これは、次期施設建設費の歳出において、令和5年度実施いたしました文化財調査により調査面積を増やす必要が生じたことから、施設用地埋蔵文化財調査業務2,374万9,000円、また、令和4年度から継続して進めております用地交渉において、契約の内諾を得られましたことから、アクセス道路用地取得費283万1,000円、地域振興開発エリア用地取得費2,480万2,000円、地域振興開発エリア用地内の物件補償費77万5,000円を追加し、増額するものでございます。これによりまして、一般会計補正予算（第1号）は、5,215万7,000円を増額補正となります。

以上で令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

質疑に当たりましては、ページを述べてからお願いいたします。

質疑に入ります。質疑はありますか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 4ページのところをちょっと伺います。まず、繰越金なのですけれども、前年度繰越金、これは最終的にこの補正決まったのはいつになるのでしょうか。というのは、出納検査期間が終わってから、こういうふうに繰越金がまた変化するというのは何かちょっと不思議な気が

したので、そこら辺のことについて伺います。

それから、文化財の調査業務委託なのですけれども、面積を広げなければいけない、増やす必要が生じたということなのですけれども、これで、どのような内容についてを伺います。中身です。

それから、公有財産購入費アクセス道路のほうは、まずこの金額で用地ができて、計画変更しましたよね、用地買収ができなくて。それには関係がない部分であるということなのかどうかを確認します。

それから、地域振興開発エリア用地の取得についても、あと、これで、どのくらいのパーセンテージというのでしょうか、どのぐらい工事ができたのか。それから、この補償、補償費ですね、補償費というのは何に対する物件の補償費になるのかをお尋ねします。

山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 4ページの繰越金の金額が1,357万円のもが今回5,215万7,000円の補正の額についてということですのでよろしいわけですよ。こちらの額につきましては、前年度の純繰越金を、この金額に充てているということで、前々来においても、この純繰越金を充てているというのが前例になっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうからは何点かお答えさせていただきます。あと、埋蔵文化財のこちらについて先にお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、事業用地から、事業用地は5メートル切り下げをしまして土を搬出することで当初より計画をしているところなのですけれども、当初3メートルを超えない高さで地域振興用地に盛土をする予定で進めておりました。3メートルを超えませんか埋蔵文化財調査は必要ないということで、それ以下でやろうと考えていたところなのですけれども、このたび仮設道路、今建設に向けて設計のほうやっているような状況ではあるのですが、建設に対しまして事業用地内のほうから、例えばピットとか、そういう建設するために必要な掘削というのを行うことになります。また、アクセス道路も、線形、変更されたことによりまして、アクセス道路全体が高さが低くなっております。それと絡みまして、事業用地も、その部分だけとんがるような部分が出てしまいまして、その部分を掘削して平らにする必要性がやはり出てきてしまいました。そういったことから、当初予定した6万5,000立米に対しまして、追加で4万2,000立米ぐらい一時的に仮置きする必要が出てきてしまいました。そうすると、当初予定した3メートル以下の盛土高では処理ができないというような状況に陥りまして、このたび補正をもって、その仮置きする地域振興策用地の部分についての埋蔵文化財調査をやるようなことで計画をさせていただいております。

あと、用地買収の関係なのですけれども、アクセス道路関係の部分について先にお答えをさせていただきます。このたびアクセス道路部分の用地買収につきましては、事業用地から、ゴルフ場のほうへ向かっての先線の部分のアクセス道路の購入になります。ですので、先ほど議案で上げた、アクセス道路の用地を買収することではございませんので、ご報告をさせていただきます。

あと、地域振興策等も踏まえての買収のその率ということになるのですけれども、面積ベースでアクセス道路部分、先線まで全て含めてという感じになりますけれども、現状では94.31%、地域振興策のほうは93.15%が今現在になります。今回補正をもって買収できますと、アクセス道路のほうは96.93%、地域振興策のほうは97.72%ということになります。

あと、補償費の関係なのですけれども、こちら買収する中に山林が2筆ほど含まれております。その山林の竹木に対しての補償がまず一つ、あと畑の中に給水設備、これが入っておりまして、その給水設備の補償ということで今回算定のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） はい、よく分かりました。それで、2回目の質問は、歳入のほうなのですけれども、純繰越金というのは分かるのですが、その、そういうお金の移動というのが、この時期に、前年度のお金ですよ。だから、それをいじることがこの時期にいいのか。では、5月中に

この金額がもう決まっていたのかということが知りたい。言っていること分かるかな。それと、歳出のほうについては、今の説明で分かったのは、要は仮置きのところは3メートルでは済まない、深くなってしまうので、そういうことだったのだということが分かりました。そこはよく分かったので結構です。というか……それは結構です。

それから、用地取得費もパーセンテージが分かりましたので、結構です。

それから、地域振興策のほうも取得率が分かりましたので、結構です。

それから、あと補償のところだけ、山林が2筆あったということと、竹木がちょっとよく分からなかった。それから、給水設備のあったので、これを補償する。これは、給水設備は、もう、そこは畑だから、別の場所でまた営農するのか、もう必要なくなるのか、それともやっぱり必要で補償をする必要があるのかというところを確認をします。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎庶務課長。

○庶務課長（山崎昌志君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ございません。先ほどの歳入の関係でございます。5月の出納検査に従いまして、その額が先ほど説明のあったとおり、2億3,488万円ほどの金額が不要になったというか、余った金額となります。今回の補正の額について、本来ですと、市町のほうに請求すべきところなのですが、去年の額が余剰金が発生しておりますので、この金額を充てさせていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから補償関係ご説明をさせていただきます。

まず、こちらのほうは、竹木、竹とか木のほうは山林のほう生えておりますので、そちら山林に生えている木等の補償ということになります。それで、給水設備につきましては、畑なので水まきするために給水設備は整っているわけなのですけれども、そちらが使えなくなりますので、そちらのほうの補償ということで今回払うものになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○6番（柴田圭子議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 今の柴田議員の質問で大分分かったのですが、この文化財調査なのですけれども、4万2,000平米広がるということで必要な文化財調査を行うということで、それによりまして期間的なもの、影響はどうか伺います。

それだけです。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問、お答えさせていただきます。

まず、文化財調査のほうは、二つに場所を分けまして、1か所目は9月末まで終わるようにということで調整を取っております。もう一つのほうは、先に文化財調査をやったところに土を置いていくようにということで考えておりますので、次期施設の工事には影響なく済ますようにということの工程で現在進めているような状況になります。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○1番（松尾榮子議員） はい、分かりました。

○議長（長谷川則夫議員） ほかにございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川則夫議員） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川則夫議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

議案第3号 令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川則夫議員） 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（長谷川則夫議員） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和6年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時32分）